## \*障害福祉サービス等の利用者負担軽減

障害福祉サービス

#### 障害児通所支援

## 地域生活支援事業

上越市独自設定

どの方でも負担が増えすぎないよう、所得に応じた上限額を設定。

定率負担の月額負担上限額				
生活保護		0円		
低 所 得		O円		
一般1	18 歳未満の利用者 (市民税所得割28万未満) 18 歳以上の利用者 (市民税所得割16万未満)	4,600円		
一般 2		6,200円		

どの方でも負担が増えすぎないよう、所得に応じた上限額を設定。

定率負担の月額負担上限額					
生活保護		O円			
低 所 得		O円			
一般 1 以下の方は「一般 2」の区分	18歳未満の利用者 (市民税所得割28万未満)	4,600円			
・20 歳以上の施設入所者 ・「グループホーム」利用者 ・「宿泊型自立訓練」利用者	18歳以上の利用者 (市民税所得割16万未満)	9,300円			
一般 2		37, 200円			

○ 生活保護:生活保護世帯に属する人○ 低所得:市民税非課税世帯に属する人○ 他1:市民税課税世帯に属する人

(18 歳未満: 所得割28万未満、18 歳以上: 所得割16万未満)

○ - 般2:市民税課税世帯に属する方で一般1に該当しない人

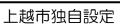
※ 上限額の算定における世帯の範囲

18 歳未満の利用者:申請者の属する住民基本台帳上の世帯

18歳以上の利用者:本人及び配偶者

#### 生活保護移行防止のための軽減措置

利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。



障害福祉サービスと障害児通所支援のいずれか又は両方を 利用している場合で、地域生活支援事業も利用している人 については、一月の合算額の上限額を設定します。

### ○障害福祉サービスの上限額を共通上限として設定

共通月額上限負担額(減免・軽減後)			
一般1	18 歳未満の利用者 (市民税所得割 28 万未満)	4,600円	
	18歳以上の利用者 (市民税所得割16万未満)	9,300円	
一般2		37,200円	

# 食費等の実費負担に係る軽減措置

障害福祉サービス (施設入所)

入所施設では、低所得の場合、食費・光熱水費にかかる特定障害者特別給付費が支給され、個別減免後の利用者負担額と食費・光熱水費の実費負担を支払っても、手元に一定額が残るようになります。

グループホーム 入居者の居住に要する費用の助成

障害福祉サービス (グループホーム)

障害のある人がグループホームを利用する際に利用者1人につき月額1万円を上限に助成があります。

(市民税課税世帯を除きます。)

食費等の実費負担に係る軽減措置

障害福祉サービス (自立訓練・就労移行支援・就労継続 支援・生活介護・短期入所)

総食を提供している通所施設等では、低所得、一般1(市民税所得割16万円未満、児童の場合は28万円未満)の世帯の場合、食費負担額を3分の1程度に減額します。

放課後等デイサービス・ 日中一時支援事業

上越市独自設定

給食を提供している通所施設等では、低所得、一般世帯1(市民税所得割16万円未満、児童の場合は28万円未満)の世帯の場合、食費負担額の3分の2程度を助成します。 ただし、420円/日を上限とします。

上越市独自設定

障害者総合支援法によるすべてのサービスを通じ、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。